

富山市屋外広告物改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金交付規則（平成17年規則第36号）第24条の規定に基づき、富山市屋外広告物改修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、富山市屋外広告物条例（平成17年富山市条例第228号。以下「条例」という。）及び富山市屋外広告物条例施行規則（平成17年規則第210号。以下「規則」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存不適格屋外広告物 富山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年規則第65号。以下「改正後の規則」という。）施行の日において、現に従前の規則の規定により適法に表示又は設置されている広告物等であって、改正後の規則の規定に適合しないもの
- (2) 是正 改正後の規則に適合するように変更し、若しくは改造し、又は除却すること

(補助金の交付基準)

第3条 市長は、良好な景観形成を推進するため、次に掲げる屋外広告物の是正にかかる工事に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 既存不適格屋外広告物
- (2) 前号に掲げるほか、市長が特に必要と認める屋外広告物

(補助対象区域等)

第4条 補助対象区域、補助期間、補助対象工事費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山市屋外広告物改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 是正を行う屋外広告物の現在の状況及び是正後の状況が分かる書類
- (2) 是正に係る工事の見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に文書を交付して通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要があると認める場合は、これに条件を付することができる。

(変更承認申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請書又は関係書類に記載した事項を変更しようとするときは、富山市屋外広告物改修事業変更承認申請書(様式第2号)に変更の内容が分かる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に文書を交付して通知するものとする。

3 補助事業者は、補助に係る改修工事(以下「補助改修工事」という。)が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに富山市屋外広告物改修事業遅延等報告書(様式第3号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、文書により指示するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助改修工事の中止又は廃止をしようとするときは、富山市屋外広告物改修事業中止等届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助改修工事が完了したときは速やかに、富山市屋外広告物改修事業完了実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事の実施に関して施工者と締結した契約書の写し又はこれに代わるもの

(2) 改修工事に要する経費に係る施工者からの領収書の写し又はこれに代わるもの

(3) 改修工事後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、交付決定の日の属する会計年度を越えて提出

してはならない。ただし、令和 8 年度分の補助金に係る実績報告書は、令和 8 年 9 月末日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第 10 条 市長は、実績報告書が提出されたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適切と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条に規定する通知の後、補助事業者から提出される富山市屋外広告物改修事業補助金請求書(様式第 6 号)に基づき、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。

(細則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱中、別表補助期間の項の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象 区域	補助期間	補助対象 工事費	補助率等	
			補助率	補助額の限度
景観まち づくり推 進区域（大 手モール 地区に限 る）及び広 告物景観 形成地区	令和2年 4月から 令和8年 9月末ま で	屋外広告 物の是正 に係る工 事に要す る費用	補助対象 工事費の 1／3以 内	屋外広告物の種類により次の各号に掲げる額とする。 ただし、住所等1箇所につき、補助額の合計は1,000千円とする。 1 野立広告又は屋上広告 1基につき400千円 2 壁面広告又は突出広告 1壁面につき200千円

様式第1号（第5条関係）

富山市屋外広告物改修事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）富山市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

富山市屋外広告物改修事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

表示又は設置の場所	富山市
補助対象区域	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり推進区域 <input type="checkbox"/> 広告物景観形成地区
地域区分	<input type="checkbox"/> 第一種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第二種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第一種許可地域 <input type="checkbox"/> 第二種許可地域
改修する広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出
改修の概要	(改修後の住所等1箇所当りの総表示面積 m ²)
改修工事を行う施工者	富山市屋外広告業登録番号 第 号
補助金交付申請額	
改修工事の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 1 補助に係る屋外広告物の種別に応じて別紙1、別紙2、別紙3又は別紙4を添付してください。

2 「補助対象区域」、「地域区分」及び「改修する広告物等の種類」の欄は、該当する□にレ点をつけてください。

別紙 1

野立広告

番号	項目	改修前	改修後	工事費 (円)	補助対象 工事費 (円)	交付申請 額 (円)
1	高さ	m	m			
	表示面積	m ²	m ²			
	主たる色彩の マンセル値					
2	高さ	m	m			
	表示面積	m ²	m ²			
	主たる色彩の マンセル値					

備考 1 1の屋外広告物ごとに記入してください。

2 屋外広告物の数に応じて、欄を追加して記入してください。

別紙 2

屋上広告

番号	項目	改修前	改修後	工事費 (円)	補助対象 工事費 (円)	交付申請 額 (円)
1	地盤面から設置位置までの高さ	m	m			
	設置位置から広告物上端までの高さ	m	m			
	建築物の高さ	m	m			
	表示面積	m ²	m ²			
	主たる色彩のマンセル値					
2	地盤面から設置位置までの高さ	m	m			
	設置位置から広告物上端までの高さ	m	m			
	建築物の高さ	m	m			
	表示面積	m ²	m ²			
	主たる色彩のマンセル値					

備考 1 1の屋外広告物ごとに記入してください。

2 屋外広告物の数に応じて、欄を追加して記入してください。

別紙 3

壁面広告

番号	項目	改修前	改修後	工事費 (円)	補助対象 工事費 (円)	交付申請 額 (円)
1	地盤面からの 高さ	m	m			
	表示面積	m ²	m ²			
	建築物の壁面 面積に対する 屋外広告物の 表示面積の割 合	m ²	m ²			
	主たる色彩の マンセル値					
2	地盤面からの 高さ	m	m			
	表示面積	m ²	m ²			
	建築物の壁面 面積に対する 屋外広告物の 表示面積の割 合	m ²	m ²			
	主たる色彩の マンセル値					

- 備考 1 1の壁面ごとに記入してください。
2 壁面の数に応じて、欄を追加して記入してください。

別紙 4

突出広告

番号	項目	改修前	改修後	工事費 (円)	補助対象 工事費 (円)	交付申請 額 (円)
1	表示面積	m ²	m ²			
	建物からの突き出し幅	m	m			
	主たる色彩のマンセル値					
2	表示面積	m ²	m ²			
	建物からの突き出し幅	m	m			
	主たる色彩のマンセル値					

備考 1 1の屋外広告物ごとに記入してください。

2 屋外広告物の数に応じて、欄を追加して記入してください。

様式第2号（第7条関係）

富山市屋外広告物改修事業変更承認申請書

年 月 日

（あて先）富山市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定された富山市屋外広告物改修事業を変更したいので、富山市屋外広告物改修事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

表示又は設置の場所	富山市	
変更の内容		
住所等1箇所あたりの総表示面積	改修前	m ²
	改修後	m ²
変更の理由		
補助金交付申請額		
改修工事の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第3号（第7条関係）

富山市屋外広告物改修事業遅延等報告書

年 月 日

（あて先）富山市長

報告者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定された富山市屋外広告物改修事業について遅延が生じたので、富山市屋外広告物改修事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

表示又は設置の場所	富山市
遅延の内容および理由	

様式第4号（第8条関係）

富山市屋外広告物改修事業中止等届

年 月 日

（あて先）富山市長

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定された富山市屋外広告物改修事業の中止等をするので、富山市屋外広告物改修事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

表示又は設置の場所	富山市
中止等の内容および理由	

様式第5号（第9条関係）

富山市屋外広告物改修事業完了実績報告書

年 月 日

（あて先）富山市長

報告者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定された富山市屋外広告物改修事業が完了したので、富山市屋外広告物改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

表示又は設置の場所	
改修工事の期間	

様式第6号（第11条関係）

富山市屋外広告物改修事業補助金請求兼振込依頼書

年 月 日

（あて先）富山市長

債権者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

請求金額 _____ , _____ 円

件名及び内訳

富山市屋外広告物改修事業補助金

上記の金額を請求します。

なお、下記の口座に振込願います。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協 その他（ ）
預金種目	普通・当座・（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

（市使用欄）